

長府浄水場更新事業

モニタリング基本計画（案）

令和3年3月

下関市上下水道局

目 次

1	総論	1
	(1) モニタリング基本計画の目的と位置付け	1
	(2) モニタリング基本計画とモニタリング実施計画との関係	1
	(3) モニタリング実施計画及びセルフモニタリング業務計画書の作成	1
	(4) モニタリングの対象	1
	(5) モニタリング体制	2
	(6) モニタリングの費用負担	2
2	設計業務及び建設工事モニタリング	3
	(1) モニタリングの基本的な考え方	3
	(2) モニタリングの方法	3
	(3) 要求水準又は提案内容未達の場合の措置	5
3	施設維持管理業務モニタリング	6
	(1) モニタリングの基本的な考え方	6
	(2) モニタリングの方法	6
	(3) 契約内容未達の場合の措置	9

1 総論

(1) モニタリング基本計画の目的と位置付け

本モニタリング基本計画は、長府浄水場更新事業（以下「本事業」という。）の事業期間中、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の趣旨に準じて選定された事業者（以下「事業者」という。）が、本事業の事業契約に定められた業務の要求水準を安定的に充足できていること（以下「事業契約等の履行」という。）を確認するため、下関市（以下「本市」という。）が行うモニタリングについて、基本的な考え方及び内容を示すものである。

(2) モニタリング基本計画とモニタリング実施計画との関係

モニタリング基本計画は、モニタリング実施計画を作成するための骨子である。モニタリング実施計画とは、事業契約書及びモニタリング基本計画に基づき、本市と事業者が協議を行い、本市が行うモニタリングと事業者が行うセルフモニタリングを含めた事業全体のモニタリング計画のことである。

(3) モニタリング実施計画及びセルフモニタリング業務計画書の作成

本市は、事業者と協議を行い、モニタリング実施計画を作成する。また、事業者は、モニタリング実施計画に基づき、各業務のセルフモニタリング業務計画書を作成し、本市の確認を受ける。

(4) モニタリングの対象

モニタリングの対象は、以下のとおりとする。

ア 設計・建設工事期間

(ア) 設計業務

(イ) 建設工事

イ 施設維持管理期間

(ア) 施設維持管理業務

(5) モニタリング体制

モニタリングは、①事業者によるセルフモニタリング、②本市によるモニタリングで構成される。

① 事業者によるセルフモニタリング

事業者は、自らが作成したセルフモニタリング業務計画書に基づき、本事業の運営状況が要求水準を遵守しているかについて、セルフモニタリングを行う。

② 本市によるモニタリング

本市によるモニタリングは、事業者によるセルフモニタリングの結果を踏まえ、事業者から提出された書類等を用いて、書面又は会議体での報告に基づきモニタリングを行う。本市が必要と判断した場合は、本市は現場確認を行う場合がある。

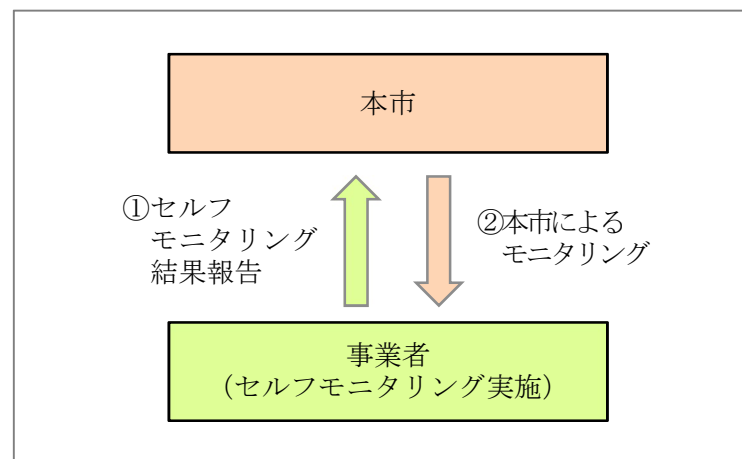


図 1-1 モニタリング体制

(6) モニタリングの費用負担

セルフモニタリングにかかる費用は、事業者が負担する。

2 設計業務及び建設工事モニタリング

(1) モニタリングの基本的な考え方

ア 設計業務のモニタリング

設計業務のモニタリングは、詳細設計図書等について提案書の記載事項及び事業契約等の履行の確認を行う。

事業者は、事業契約の締結後速やかに、要求性能確認計画書を作成し、本市の承認を受ける。

事業者は、要求性能確認計画書に基づき、セルフモニタリング業務計画書を設計業務着手前に作成し、本市の承認を受ける。

本市は、詳細設計図書及びセルフモニタリング報告書に基づきモニタリングを行うものとし、許認可図書等の関連資料についても別途提出を受けるものとする。

イ 建設工事のモニタリング

建設工事のモニタリングは、建設工事の施工状況等について提案書の記載事項及び事業契約等の履行の確認を行う。

事業者は、事業契約の締結後速やかに、要求性能確認計画書を作成し、本市の承認を受ける。

事業者は、要求性能確認計画書に基づき、セルフモニタリング業務計画書を工事着手前に作成し、本市の確認を受ける。

本市は、施工状況及びセルフモニタリング報告書に基づきモニタリングを行うものとし、完成図書等の関連資料についても別途提出を受けるものとする。

(2) モニタリングの方法

ア モニタリングの確認方法

設計業務・建設工事のモニタリングは、書類による確認、会議体による確認及び現場確認の3つの確認方法によって行う。

各確認方法について、以下に示す。

(ア) 書類による確認

a 設計業務のモニタリング

事業者は、設計業務の遂行状況及び事業契約等の履行の状況を自ら確認の上、表 2-1 に示す提出書類を本市に提出して確認を受ける。また、事業者が必要と判断する書類についても、本市に提出して確認を受ける。

表2-1 設計業務のモニタリングに係る書類

No	提出書類	概要
1	設計業務の要求性能確認計画書	要求水準書及び提案書の内容を示したもの
2	セルフモニタリング業務計画書 (設計業務)	セルフモニタリングの実施体制や報告内容、提出時期等を示したもの
3	詳細設計図書リスト	図書毎の提出日等を示したもの
4	詳細設計図書	工事を実施するために必要な図書で、設計の内容を示したもの
5	セルフモニタリング報告書 (設計業務)	設計業務に係るセルフモニタリング結果の報告書

b 建設工事のモニタリング

事業者は、建設工事の遂行状況及び事業契約等の履行の状況を自ら確認の上、表 2-2 に示す提出書類を本市に提出して確認を受ける。また、事業者が必要と判断する書類についても、本市に提出して確認を受ける。

表2-2 建設工事のモニタリングに係る書類

No	提出書類	概要
1	建設工事の要求性能確認計画書	要求水準書及び提案書の内容を示したもの
2	セルフモニタリング業務計画書 (建設工事)	セルフモニタリングの実施体制や報告内容、提出時期等を示したもの
3	施工計画書	建設工事で実際に施工する内容を具体的に示した図書
4	監理技術者資格者証	監理技術者の設置に係る事実確認を証する書類
5	許認可等の取得を証する書類	工事の開始に必要な許認可等が取得できていることを証する書類
6	工事工程表	工事の工程を示したもの
7	セルフモニタリング報告書 (建設工事)	建設工事に係るセルフモニタリング結果の報告書

(イ) 会議体による確認

本市と事業者は、表 2-3 に示す会議体を設置する。本市は、これらの会議体の開催を通じて、業務の遂行状況及び事業契約等の履行の状況、課題等を確認し、対応方針について事業者と協議を行う。本市又は事業者が必要と認める場合は、本市と事業者は、以下の会議体によらず、随時、別途会議体を設けるものとする。

事業者は、会議体のほか、本市がモニタリングについての説明等を行う場合は、本市に必要な協力を行うものとする。

表2-3 会議体による確認

会議体名	概要
年度事業報告会	事業の結果、次年度事業計画等の報告・確認を行う会議
月例報告会	毎月の事業契約等の履行の状況の報告・確認を行う会議

(ウ) 現場確認

書類及び会議体における確認の結果、本市が必要と判断した場合又は事業者が現場確認を要請した場合は、本市は現場確認を行い、事業者は本市の現場確認に必要な協力を行う。

(3) 要求水準又は提案内容未達の場合の措置

本市は、本事業のモニタリング実施計画に従って実施されたモニタリングの結果、要求水準書又は提案書の内容を達成していないことが確認された場合は、事業者に対し、是正勧告又は是正命令を行い、是正が認められない場合は、事業者に対し、工事請負代金の減額又は契約の解除の措置を行うことができる。

3 施設維持管理業務モニタリング

(1) モニタリングの基本的な考え方

施設維持管理業務のモニタリングは、施設維持管理業務について提案書の記載事項及び事業契約等の履行の確認を行う。

事業者は、要求性能確認計画書を作成し、本市の承認を受ける。

事業者は、要求性能確認計画書に基づき、セルフモニタリング業務計画書を施設維持管理業務開始前までに作成し、本市の承認を受ける。

本市は、業務報告書及びセルフモニタリング報告書に基づきモニタリングを行うものとする。本市は、必要と認めた場合は、現場確認を行い、結果に応じた必要な措置を行う。

(2) モニタリングの方法

ア モニタリングの確認方法

施設維持管理業務のモニタリングは、書類による確認、会議体による確認及び現場確認の3つの確認方法によって行う。

各確認方法について、以下に示す。

(ア) 書類による確認

事業者は、施設維持管理業務の遂行状況及び事業契約等の履行の状況を自ら確認の上、表 3-1 に示す提出書類を本市に提出して確認を受ける。また、事業者が必要と判断する書類についても、本市に提出して確認を受ける。

表 3-1 施設維持管理業務のモニタリングに係る書類

No	提出書類	概要
1	施設維持管理業務の要求性能確認計画書	要求水準書及び提案書の内容を示したもの
2	セルフモニタリング業務計画書 (施設維持管理業務)	セルフモニタリングの実施体制や報告内容、提出時期等を示したもの
3	年間業務計画書	1年間に実施する施設維持管理業務の内容について示したものの
4	月間業務計画書	1ヶ月間に実施する施設維持管理業務の内容について示したものの
5	年間施設維持管理業務報告書	当該年に実施した施設維持管理業務報告書
6	月間施設維持管理業務報告書	当該月に実施した施設維持管理業務報告書
7	業務日報	毎日の業務の実施状況
8	セルフモニタリング結果報告書 (施設維持管理業務)	施設維持管理業務に係るセルフモニタリング報告書

(イ) 会議体による確認

本市と事業者は、表 3-2 に示す会議体を設置する。本市は、これらの会議体の開催を通じて、業務の遂行状況及び事業契約等の履行の状況、課題等を確認し、対応方針について事業者と協議を行う。

本市又は事業者が必要と認める場合は、本市と事業者は、以下の会議体によらず、随時、別途会議体を設けるものとする。

事業者は、会議体のほか、本市がモニタリングについての説明等を行う場合、本市に必要な協力を行うものとする。

表3-2 会議体による確認

会議体名	概要
年度事業報告会	事業の結果、次年度事業計画等の報告・確認を行う会議
月例報告会	毎月定期的に業務の遂行状況等の報告・確認を行う会議

(ウ) 現場確認

書類及び会議体における確認の結果、本市が必要と判断した場合又は事業者が現場確認を要請した場合、本市は、現場確認を行い、事業者は本市の現場確認に必要な協力を行う。

イ モニタリングの実施方法

(ア) 日常モニタリング

日常モニタリングにおける事業者及び本市の作業内容は、以下のとおりとする。ただし、モニタリング方法についての詳細は、事業契約の締結後に策定するモニタリング実施計画において確定する。

表 3-3 日常モニタリング

事業者	本市
<ul style="list-style-type: none">・ 日常業務の実施に関するセルフモニタリングを行い、その結果に基づき、業務報告書（日報）を作成する。・ 業務報告書（日報）を本市へ提出する。	<ul style="list-style-type: none">・ 業務報告書（日報）の内容を確認する。

(イ) 定期モニタリング

定期モニタリングにおける事業者及び本市の作業内容は、以下のとおりとする。ただし、モニタリング方法についての詳細は、事業契約の締結後に策定するモニタリング実施計画において確定する。

表 3-4 定期モニタリング

事業者	本市
<ul style="list-style-type: none">・ 業務報告書（日報）及びその他の報告事項を取りまとめ、業務報告書（月報及び年報）等を作成する。・ 業務報告書（月報及び年報）等を本市へ提出する。・ モニタリング結果の公表について、本市へ協力する。	<ul style="list-style-type: none">・ 業務報告書等の内容を確認し、業務実施状況の評価を行い、評価結果を事業者へ通知（通知までの日数は、本市と事業者で協議の上決定）する。・ モニタリング結果について対外的に公表する。

(ウ) 随時モニタリング

随時モニタリングにおける事業者及び本市の作業内容は、以下のとおりとする。ただし、モニタリング方法についての詳細は、事業契約の締結後に策定するモニタリング実施計画において確定する。

表 3-5 随時モニタリング

事業者	本市
<ul style="list-style-type: none">・ 適宜、本市からの説明要求の対応を行う。・ 適宜、現場立会いの対応を行う。	<ul style="list-style-type: none">・ 定期モニタリングの他に、必要に応じて、施設巡回、業務監視、事業者に対する説明要求及び現場立会い等を行う。この結果については、定期モニタリングの結果に反映する。

(3) 契約内容未達の場合の措置

本市は、本事業のモニタリング実施計画に従って実施されたモニタリングの結果、事業者の責めにより本施設の機能が停止した場合又は要求水準書又は提案書の内容を達成していないことが確認された場合は、事業者に対し、是正勧告又は是正命令を行い、業務責任者の変更、サービス対価の減額又は契約の解除の措置を行うことができる。また、要求水準書又は提案書の内容を達成していないことが確認された場合、本市は、その内容に応じて事業者にペナルティーポイントを科し、その累積によりサービス対価を減額する。

ペナルティーポイントの設定については、本市が決定する。